

第 1 4 7 0 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 2 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第18号 平成24年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について
（特別支援教育室）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第55号 平成23年度11月補正予算案の概要について（総務課）

第56号 平成24年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について（義務教育課）

第57号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

第58号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

第59号 平成23年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について
（社会教育課）

第60号 「佐陀神能」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について（文化財課）

第61号 「八幡宮」（津和野町鷺原）の重要文化財指定の決定について
（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(協議事項)

第4号 島根県文化財保護審議会委員の任命について（文化財課）

————— 以上原案に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 安藤委員 山本委員 土田委員 仲佐委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
金築教育次長	全議題
米山教育次長	公開議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題、協議第4号
若槻世界遺産室長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	7 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	土田委員	

(議決事項)

第18号 平成24年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について(特別支援教育室)

○助川特別支援教育室長 議決第18号平成24年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員についてお諮りする。

特別支援学校の高等部及び高等部専攻科の定員は、県立学校の組織編制に関する規則で定められており、この改正が必要となるため、議決いただくものである。

特別支援学校の高等部では、毎年10月ごろに就学相談会を開いている。高等部に進学を希望される方及び保護者との就学相談を行うもので、第一希望、第二希望を聞き、来年度4月に高等部への進学希望する方の大体の数を把握することができる。

そこで、特別支援学校の高等部及びその専攻科では、希望された方が皆さん入れるぐらいの数字で入学定員を設定している。概要を申し上げる。

まず、高等部本科だが、出雲養護学校、益田養護学校に肢体不自由教育部門の重複障害学級を開設する。現在、肢体不自由の教育を行う特別支援学校は、松江市の松江清心養護学校及び江津市の江津清和養護学校だが、出雲市、益田市にも新たに開設するものである。

それから、現在、高等部を置いている分教室は、安来高校の中にある松江養護学校の安来分教室、邇摩高校の中にある出雲養護学校邇摩分教室であるが、安来分教室については、これまで3学年とも1学級であったが、希望者数に応じて2学級としたいと思っている。

また、松江養護学校は安来分教室も含めて合計で7学級増、出雲養護学校は3学級増というように、松江、出雲の数が増えている。12校合計で363名の入学定員としたい。

高等部の中には、盲学校の高等部本科の上にさらに教育を行う場所、あるいは松江ろう学校のさらに上で教育を行う場所として、専攻科というのがある。こちらに進学の希望を踏まえ、2校合計で7学級41名の定員としたい。

さらに、訪問学級というのがある。これは子どもの自宅及び病院に先生を派遣する学級であるが、これについては、今、対象となる生徒数の把握を行っているところであり、対象生徒が決まり次第、今回の数字に追加して規則改正を行いたい。

○北島委員長 普通高校と専門高校に上がってから、実は特別支援が必要だった子、そういう子も増えてきていると話を聞いたことがあるが、そういう子どもたちに対する調査や意見の聞き取りはなされているか。

○助川特別支援教育室長 高等部に上がる段階で、まず必ず進学相談を行うが、高等学校から転校する場合については、個別に対応することにしており、一律の調査というものはしていない。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第55号 平成23年度11月補正予算案の概要について(総務課)

○大矢総務課長 報告第55号平成23年度11月補正予算案の概要についてご報告する。

教育委員会全体で、補正予算が1,414万9,000円の増額となっている。全額が義務教育課分である。

東日本大震災で被災し、県内に転入学した児童生徒について、現在のところ、小・中学校、高校が40名、幼稚園7名の、合計47名と把握している。このうちには、福島県からの転入者26人を含んでいる。こうした子どもたちのうち、就学が困難となった子どもたちの支援については、6月補正予算においても国の一時補正予算で成立した交付金を活用し、高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金に1,600万円を積み立てて、今年度末までの就学支援を行っている。

この11月補正予算では、国の3次補正で支援期間が26年まで3年間延長されることになっ

たため、特例基金をさらに積み増しして、被災児童生徒への支援を継続的に実施しようとするものである。

なお、小・中学校の児童生徒や幼稚園児、それから特別支援学校の幼児・児童生徒への就学奨励のほかに、高等学校の生徒への奨学金、あるいは私立学校等の生徒の授業料減免と、そうしたことの経費を一括義務教育課で予算計上している。それが1,414万9,000円の内容である。

○土田委員 小・中、高校で40名とのことだが、その内訳を教えてください。

○大矢総務課長 現在、47名のうち幼稚園が7、小学校が28、中学校が10、高校生が2となっている。ただし、これがすべて就学支援を受けているかというと、経済的な理由で就学が困難になった方のみが対象となるので、実際の支援を受けているのは、幼稚園は1、小学校20、中学校10、高校生2である。

――原案のとおり了承

第56号 平成24年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第56号平成24年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

管理職の選考試験は、第1次試験を8月22日に実施し、2次試験を面接中心に10月27日から11月15日の間で分けて実施した。

校長は、受験者数が165名で、1次試験合格が42名、名簿登載は18名となっている。教頭は222名の受験者で、1次試験合格者が70名、名簿登載者数は30名である。

近年、教頭の受験者数がかかなり少なくなっており、課題ととらえている。受験者の年齢も、校長の平均年齢が52.1歳で、10年前に比べ2歳ほど上がっている。教頭の受験者の平均年齢が47.7歳で、これは10年前と比べ3.5歳上昇しており、教員の年齢構成が若干高くなってきていることも影響しているが、40歳から教頭は受けられるわけで、そういったところの受験者が少し減ってきているところがある。

新規名簿登載者は、特に教頭で昨年の半分ぐらいになっている。22、23年度は主幹教諭配置のために少し多目に登載しており、人数がある程度確保できてきたので、今回は30名ということにした。

○土田委員 今年度、特に例年に比べて名簿の登載者の数が非常に低くなってきている理由は何か。

○矢野義務教育課長 今年度末退職の校長は25名である。昨年が40名、一昨年が45名、その前が55名だった。今年度末は例年に比べて退職が少く、このことが影響している。

もう一つは、名簿登載者の年度中途の人事も考慮して登載残を決めているが、22、23年度にその数を増やしたので、名簿登載が少し多目となっていたことも影響していると思う。

○山本委員 教頭の2人配置はクラス数か何か基準となっているか。

○矢野義務教育課長 教頭の複数配置は義務の標準法で決まっており、小学校27学級、中学校24学級である。

○山本委員 その基準であれば島根県内にはあまりないのか。

○矢野義務教育課長 小学校3校と中学校2校である。

○山本委員 そうすると、教頭と主幹教諭の2人配置はあるか。

○矢野義務教育課長 それはやっている。主幹教諭は12学級以上で必要なところに配置することにしており、本年度は26名配置している。来年度も増やす予定である。主幹教諭を配置したところには非常勤講師を充てて、主幹教諭の負担を軽減し管理職との連携が図れるようにしている。

――原案のとおり了承

第57号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

第58号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について（社会教育課）

第59号 平成23年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について（社会教育課）

○野津社会教育課長 報告第57号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について、報告第58号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）について、報告第59号平成23年度島根県優良公民館及び公民館職員表彰について一括してご報告する。

島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）は、全国大会の最優秀またはそれに次ぐ賞を受賞したものが対象である。今年度は、斐川西中、島大附属中が合唱で、北陵高校が吹奏楽で対象となっている。表彰については、今日21日に知事室で行う。

続いて島根県児童生徒学芸顕彰（教育長表彰）は、全国大会入賞が対象で、15校を表彰する。この表彰については、19日に教育長室で行う。

3つ目が、島根県優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）である。

公民館については、年290日以上開館していること、あるいは館長または主事、職員を置いていることが条件。この中で特に優良な活動をしていると思われるところについて推薦を受け、今年度は八束公民館、伊波野公民館、井原公民館を表彰する。

公民館職員表彰については、5年以上の勤務をした者で、特に優秀と認められる者を今年度11名表彰する。

表彰式は、公民館の研究集会在年明けに東部、西部でそれぞれあるので、その開会式に合わせて行う。

――報告第57号原案のとおり了承

――報告第58号原案のとおり了承

――報告第59号原案のとおり了承

第60号 「佐陀神能」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について（文化財課）

第61号 「八幡宮」（津和野町鷺原）の重要文化財指定の決定について（文化財課）

○松本文化財課長 報告第60号「佐陀神能」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について、報告第61号「八幡宮」（津和野町鷺原）の重要文化財指定の決定について一括してご報告する。

ユネスコ無形文化遺産代表一覧への記載について審議する政府間委員会が11月にインドネシアのバリで開催され、11月27日に佐陀神能の記載が決議された。

この無形文化遺産は、石見銀山などの世界遺産とは違う枠組みである。石見銀山のような有形文化遺産や、知床のような自然遺産は1972年に世界遺産条約が採択され、現在、世界で936件登録されているが、日本では法隆寺を初めとして16件がこれまでに登録されている。これに対して無形文化遺産は、2003年のユネスコ第32回総会で無形文化遺産の保護に関する条約が採択され、締約国数は137カ国であるが、その中で世界的に文化の多様性を反映し、かつ人類の創造性を証明することに貢献するものを記載するものである。締約国が提案をし、政府間委員会の補助機関による検討がなされ、その後、最終的に政府間委員会で決定されるものである。

現在、この無形文化遺産に記載されているものは、国内では能楽や歌舞伎、石州半紙など20件である。世界では232件である。

佐陀神能は国の重要無形民俗文化財に昭和51年に指定されており、区分、種別は民俗芸能の神楽で、保持団体は佐陀神能保存会である。

松江市鹿島町の佐太神社の祭礼の一つ、9月24日の夜の御座替神事において、当日から翌日にかけて行われる神楽が佐陀神能である。

佐陀神能は、「七座」、「式三番」、「神能」の3部で構成されていることが大きな特徴。「七座」は剣舞とか御座舞とかいった舞で、面をつけずに舞い、演目に応じて手には鈴や剣などの執物を持つ。「式三番」は祝いの舞で、能の式三番の影響を受けて成立したであろうとされている。「神能」は12番から成っており、古代の神話を題材にした神話劇で、面をつけて舞う。有名なのは、おろち退治を主題とした「八重垣」や、佐太神社の神在祭の由緒を述べた「大社」である。

大きな特徴は、約400年近い伝統のある神楽であるということ、3部構成の形式が島根県東部の出雲部の神楽にいろいろな影響を与えてるということである。「式三番」、「神能」は、記録によると、佐太神社の神職が慶長年間、1596年から1615年ごろだが、京都で能を学んできて様式を取り入れ、それを整理したと伝えられている。演目や登場人物の役、囃子方の構成、謡、そういったところに能の特徴がある。

保持者の皆さん、あるいはそれを支えた皆さんのたゆまぬ努力の結果こういった記載が遂げられたと思っており、また今後のますます御活躍を期待してるところである。また、本県の地域の資源としても活用していければと思う。

続いて、報告第61号の津和野町鷺原の八幡宮の重要文化財指定についてである。

10月21日に国の文化審議会において新たに重要文化財に指定するように文部科学大臣に答申していた鷺原八幡宮が、11月29日付で官報告示され、正式に指定された。

名称は八幡宮で、通称は鷺原八幡宮と呼んでいるが、法人としての登録は八幡宮であるので、指定名称も八幡宮となる。その本殿、拝殿、楼門の3棟が指定をされた。指定の主な理由は、中世までさかのぼる建築年代が明らかな神社建築であること。本殿は吉見正頼によって永禄11年（1568年）に建立された三間社流造で、向唐破風造の向拝がつくものである。楼門は、正確な年代がわからないが、山口の周辺にある楼門と非常に近い特徴を持っており、恐らくこれも中世までさかのぼるものである。拝殿は、津和野藩主の亀井茲親によって正徳元年（1711年）に建立されたもので、南側に潔斎橋を伴っている。

本殿、拝殿、楼門が一直線に並んでいること、拝殿と楼門の間に池が設けられていること、池に橋がかかっている構成であるということが特徴である。楼門が山口と近い特徴を持っている地方的特徴のある形式なのだが、山口のものと全く同じというわけではなく、楼門の翼廊に随神像を祀るなど、さらに石見地域の特徴を持っており、地方的特色においても顕著なものを満たしていることで指定をされたものである。

なお、この八幡宮社殿は県指定になっていたが、このたびの重要文化財指定決定により、同日の11月29日付で解除になった。

――報告第60号原案のとおり了承

――報告第61号原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

―非公開―

（協議事項）

第4号 島根県文化財保護審議会委員の任命について（文化財課）

――原案に基づき協議

北島委員長：閉会宣言 14時25分